

平	26	.	4	.	14
総	6		—		1

財 務 省 説 明 資 料

〔所得税の現状〕

平成 26 年 4 月 14 日 (月)

財 務 省

抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄）

平成 19 年 11 月

政府税制調査会

第 2 各論

1. 個人所得課税

(1) 個人所得課税の現状

個人所得課税（所得税・個人住民税）については、これまで累次の税制改正において、勤労意欲、事業意欲を阻害しない観点から、課税最低限の引上げ、税率の引下げやその適用範囲（ブラケット幅）の拡大を通じ、累次の累進緩和が行われてきた。その結果、我が国の個人所得課税は、全体として、諸外国に比べ負担水準が極めて低くなっており、その財源調達機能や所得再分配機能が低下している。

所得税の税率構造については、累次の累進緩和の結果、大多数の納税者に対して極めて低い水準で負担を求めるという主要国の中でも特異な構造となっている。課税ベースについては、人的控除や所得控除、特定の収入だけに適用される特別の控除や非課税措置が多く存在して制度が複雑となり、税制上の歪みの要因となっている。

平成 18 年には、地方分権推進の観点から、3 兆円の税源移譲が行われているが、その際、個人住民税について応益性や偏在度縮小の観点から 10% 比例税率化する一方で、所得税については累進構造を見直すことにより、所得税・個人住民税の役割分担を明確化している。

(2) 所得税の今後の改革の方向性

こうした中、今後の抜本的な税制改革に当たっては、個人所得課税について、税体系全体の議論や社会保障を含めた受益と負担の関係にも留意しつつ、その負担のあり方が適切なものとなるよう見直していく必要がある。個人住民税の比例税率化や、今後の税体系全体における消費税の役割も踏まえつつ、社会保障制度とともに所得再分配を担う存在として、所得税の役割を適切に発揮させていくことは重要な課題である。とりわけ、いわゆる格差問題への意識の高まり等から、所得税の所得再分配機能のあり方が問われている。

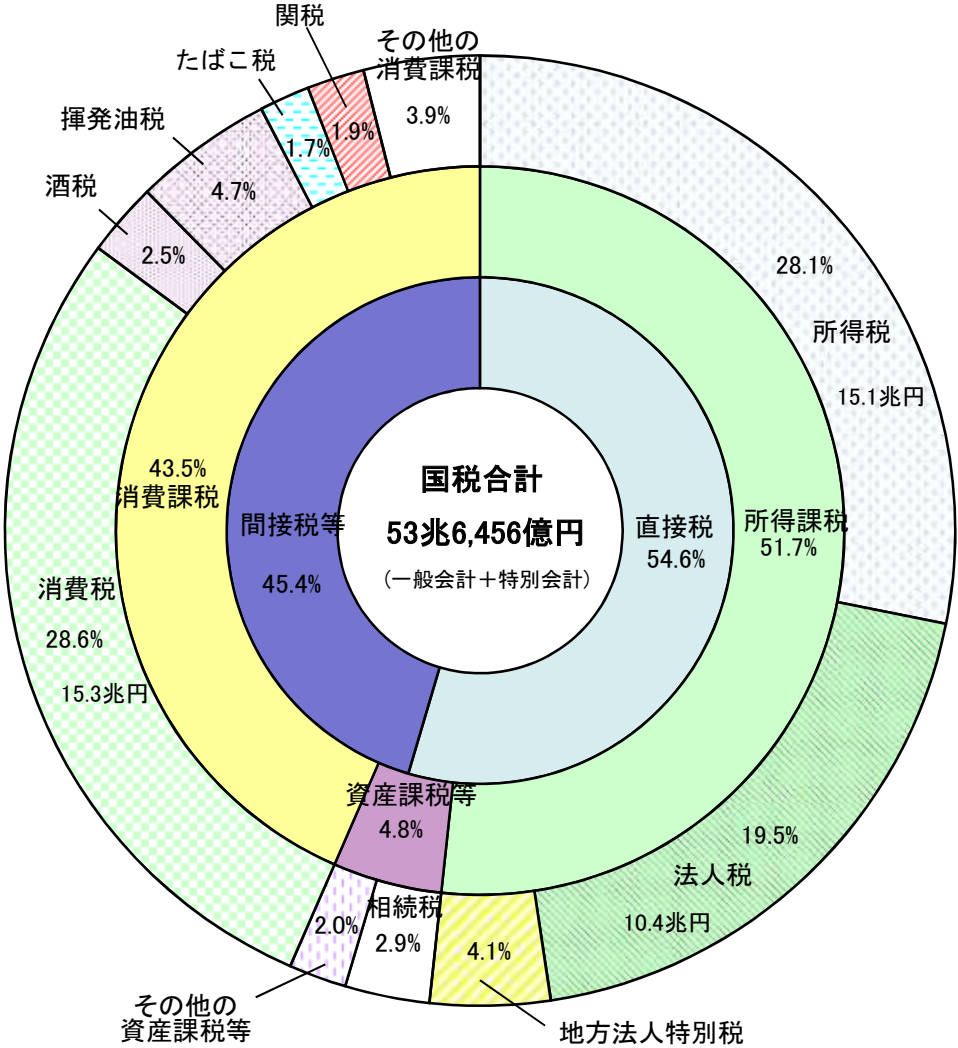
同時に、少子高齢化の進展、ライフスタイルや働き方の多様化に対応し、個々人や社会全体の活力を引き出す観点から、個人の経済・社会活動の多様な選択について、税制がこれをできる限り阻害しないよう中立的な仕組みとしていくことが重要である。さらに、国民にとって分かりやすい簡素な仕組みとなるよう、複雑化した制度の整理合理化を図ることも課題となる。

国税の税目及び税収の内訳

所得課税	所得税★ 法人税★ 地方法人特別税★ 復興特別所得税★ 復興特別法人税★ 地方法人税★
資産課税等	相続税・贈与税★ 登録免許税 印紙税
消費課税	消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方揮発油税 石油ガス税 自動車重量税 航空機燃料税 石油石炭税 電源開発促進税 関税 とん税 特別とん税

(注) ★印は直接税、無印は間接税等

国税の内訳(平成26年度予算額)



※所得税は復興特別所得税、法人税は復興特別法人税及び地方法人税をそれぞれ含む。

所得税収の推移

○ 税率構造の大幅な累進緩和を含む減税措置や分離課税分の落ち込みにより、所得税の財源調達機能は低下している。

(注)ピーク時(平成3年度)の26.7兆円と平成26年度予算額の14.8兆円の差額(約▲12兆円)の主な要因は、

- ・ 分離課税分(利子及び土地の譲渡所得等)の落ち込みが約▲7兆円
- ・ 制度減税(増税との差引)及び税源移譲分が約▲4兆円

【抜本的税制改革】

▲ 3.9 兆円 (税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ(基礎控除、配偶者控除、扶養控除：33万円→35万円)、配偶者特別控除・特定扶養控除の創設(45万円))等

+ 1.7 兆円 (マル優の原則廃止、株式等の譲渡益の原則課税化への移行)

【税制改革】

▲ 2.4 兆円 (税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ(基礎控除、配偶者控除、扶養控除：35万円→38万円)、給与所得控除額の引上げ)

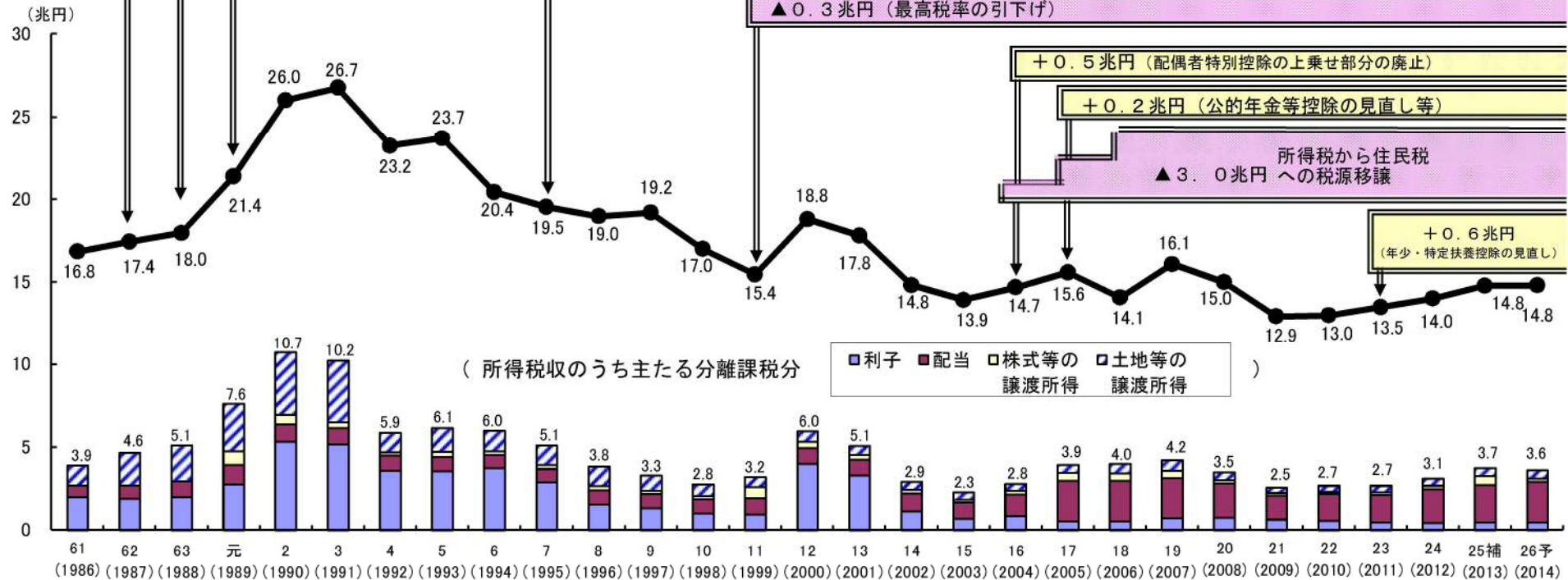
▲ 0.3 兆円 (最高税率の引下げ)

+ 0.5 兆円 (配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止)

+ 0.2 兆円 (公的年金等控除の見直し等)

所得税から住民税
▲ 3.0 兆円 への税源移譲

+ 0.6 兆円
(年少・特定扶養控除の見直し)



(注1) 所得税収は、24年度以前は決算額、25年度は補正後予算額、26年度は予算額である。なお、所得譲与税による税源移譲(16年度△0.4兆円、17年度△1.1兆円、18年度△3.0兆円)後の計数である。

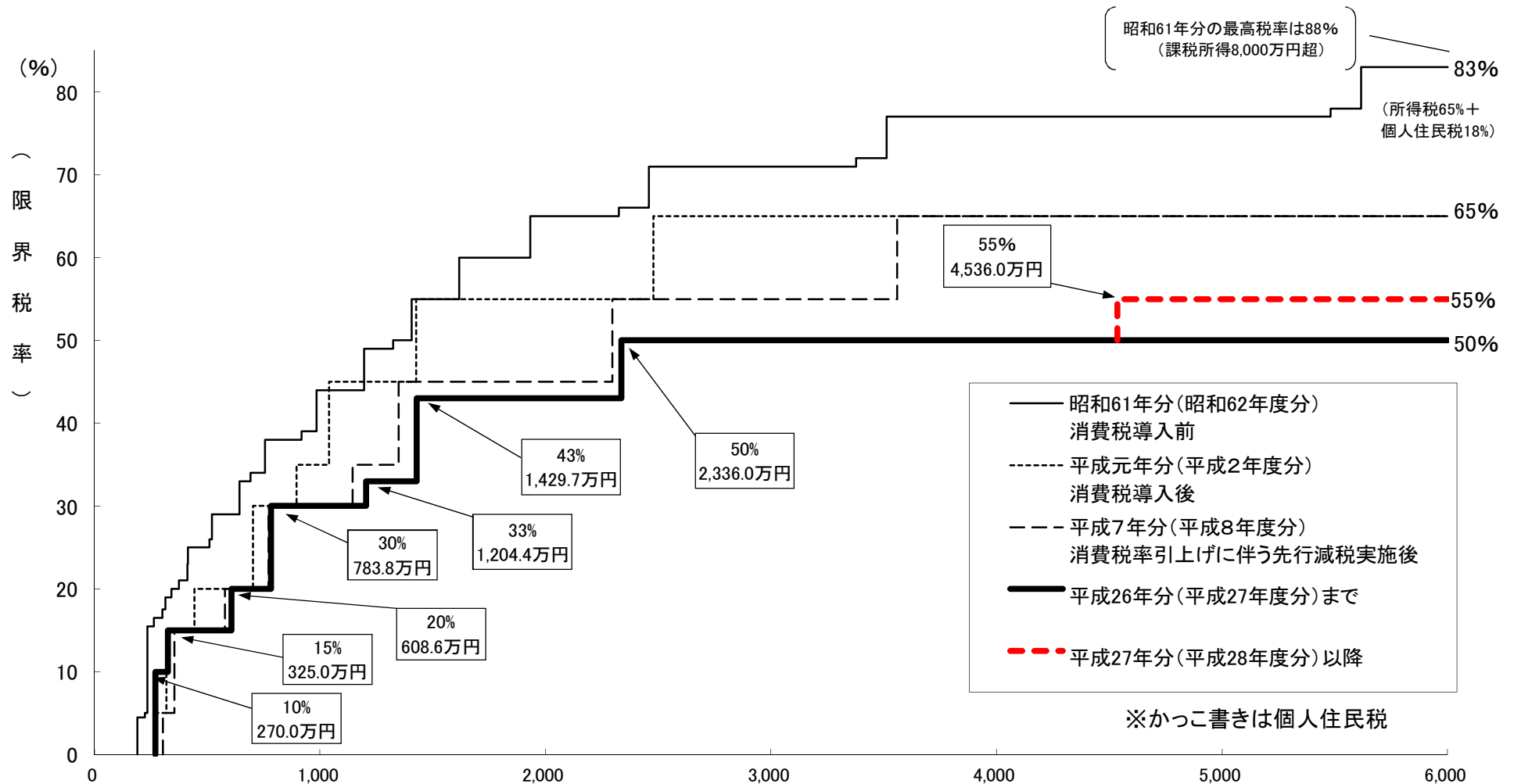
(注2) 利子、配当には法人分が含まれる。

(注3) 株式等の譲渡所得については、株式等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額及び株式等の譲渡所得に係る源泉徴収税額の単純合計である。

(注4) 土地等の譲渡所得については、土地等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額である(63年度以前は推計値)。

所得税・個人住民税の限界税率(夫婦子2人の給与所得者)

- 個人所得課税の税率構造については、所得水準の上昇や所得分布の平準化が見られる中で、中堅所得者層の負担累増感を解消する等の観点から、消費税導入時の抜本改革以降、大幅に累進性が緩和されてきた。



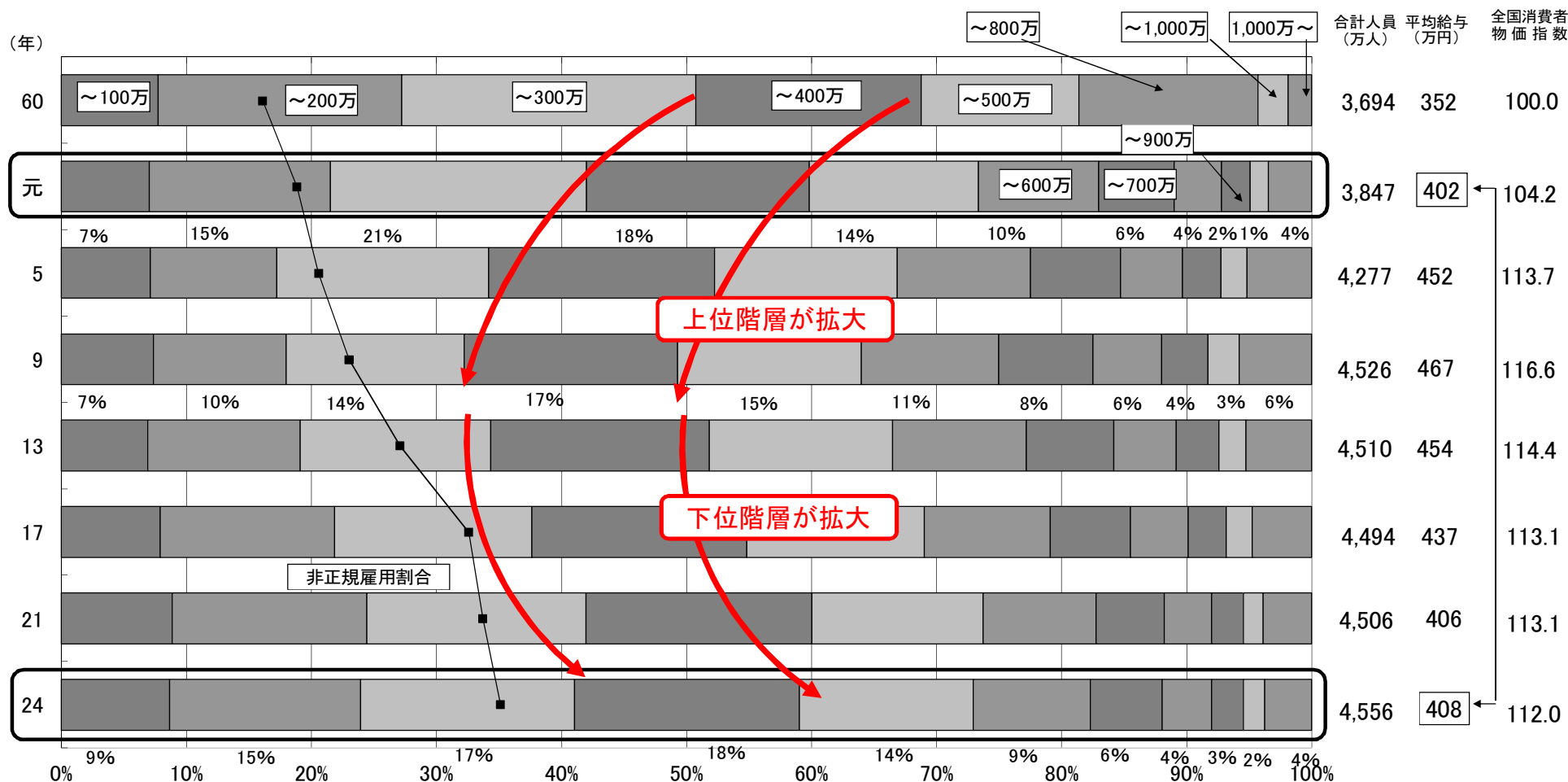
(注1) 子のうち1人は特定扶養控除の対象、1人は一般扶養控除の対象であるものとしている。

(注2) 給与所得控除の上限の引下げ(26年度改正:平成28年分以後の所得税及び平成29年度分以後の個人住民税から適用)は加味していない。

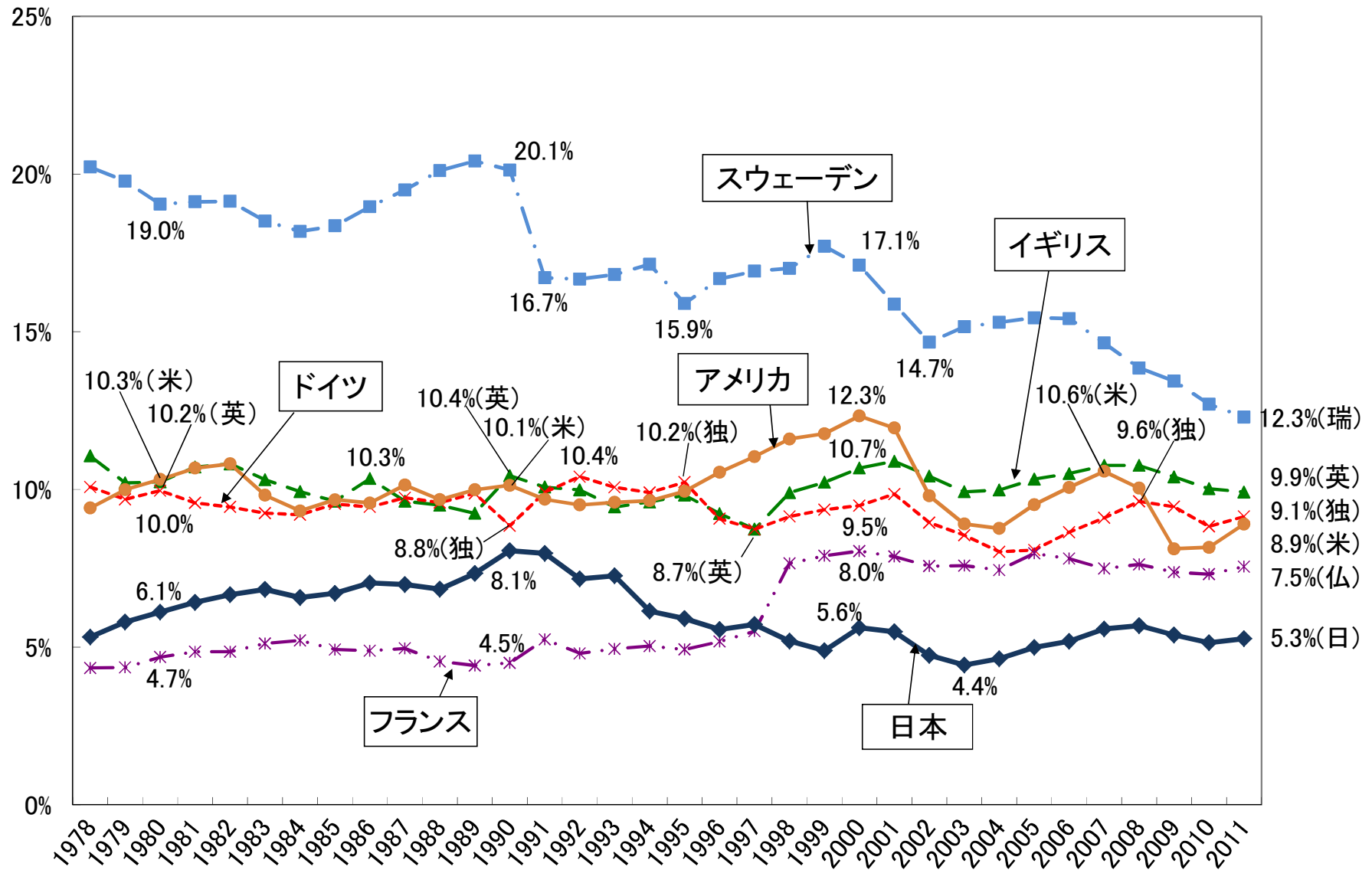
(給与収入) (万円)

給与収入の分布の推移（昭和60年～平成24年）

- 給与分布の状況を見ると、平成9年までは平均給与、高所得者の割合とも、一貫して増加。
- 一方で、平成9年以降、その傾向は逆転し、平均給与、高所得者の割合とも、低下（低所得者の割合は逆に増加）してきており、累進緩和を進めたときとは異なる状況が近年、顕在化している。
- 現在の我が国の全体的な所得構造は、平成元年とほぼ同じ姿に戻っており、その一方で、税率構造は大幅にフラット化したままであるため、結果として、個人所得課税による所得再分配機能が低下している。



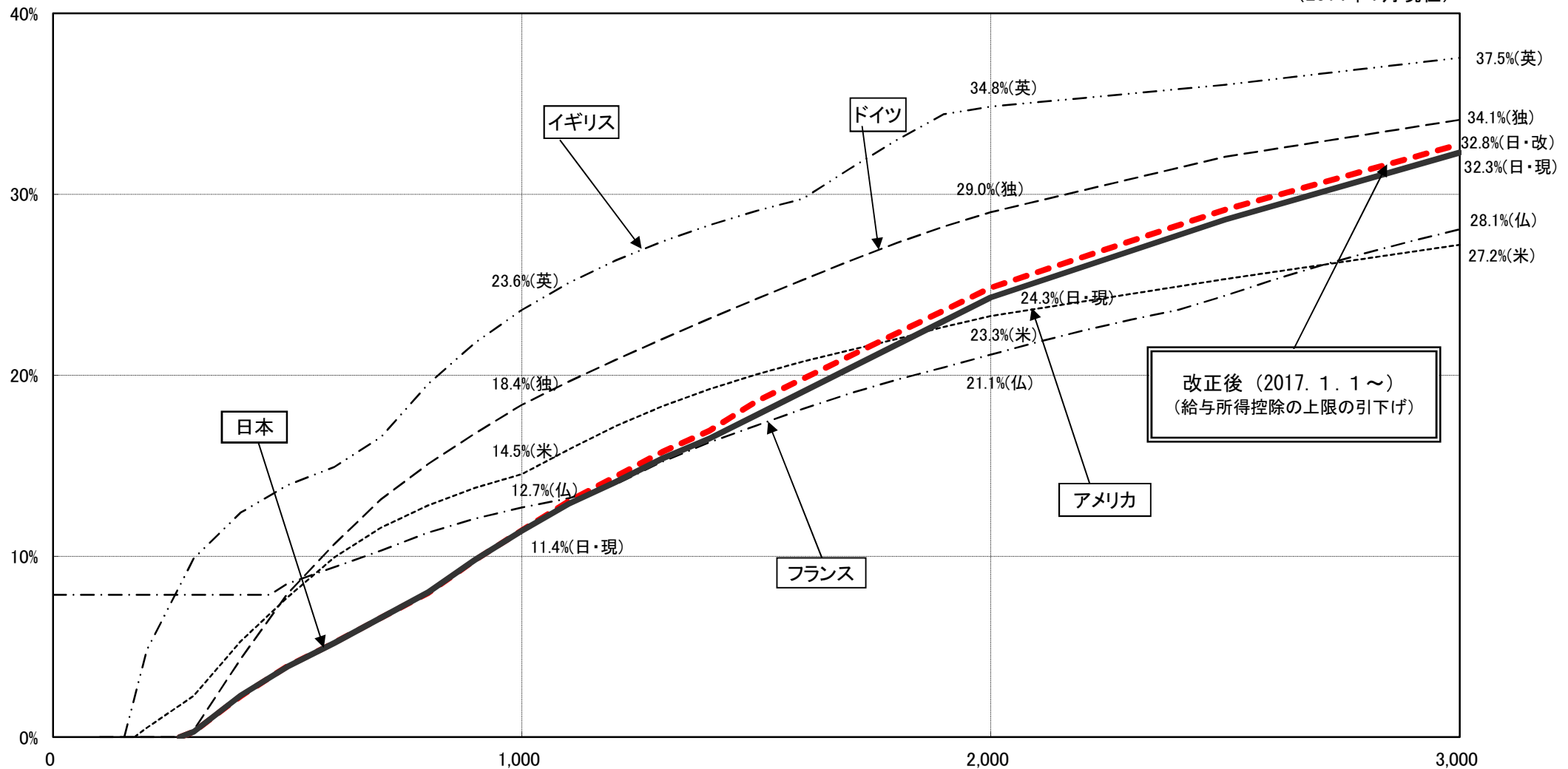
個人所得課税(国・地方)の税収の推移(対GDP比)



(出所) OECD "Revenue Statistics 1965-2012"、同 "National Accounts"

個人所得課税の実効税率の国際比較(夫婦子2人(専業主婦)の給与所得者)

(2014年1月現在)



(備考) 本資料においては、統一的な国際比較を行う観点から、諸外国の税法に記載されている様々な所得控除や税額控除のうち、一定の家族構成や給与所得を前提として実際の税額計算において一般的に適用されているもののみを考慮して、個人所得課税の実効税率を計算している。従って、イギリスの勤労税額控除(全額給付)等は計算に含めていない。

(注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等(フランスでは、所得税とは別途、収入に対して社会保障関連諸税(一般社会税等)が定率(現在、合計8%)で課されている。)が含まれる。なお、フランスでは、別途、財政赤字が解消するまでの措置として、一時的に発生した高額所得に対する所得課税(最高税率4%)を2012年より導入している(上記表中においてはこれを加味していない)。

2. 日本においては子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族、アメリカにおいては子のうち1人が17歳未満、1人が17歳以上に該当するものとしている。

3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の個人所得税を採用している。

4. アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。

5. 邦貨換算レート: 1ドル=100円、1ポンド=161円、1ユーロ=135円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成25年(2013年)11月中における実勢相場の平均値)

6. 表中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。なお、端数は四捨五入している。

給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較

(2014 年 1 月現在)

(単位：万円)

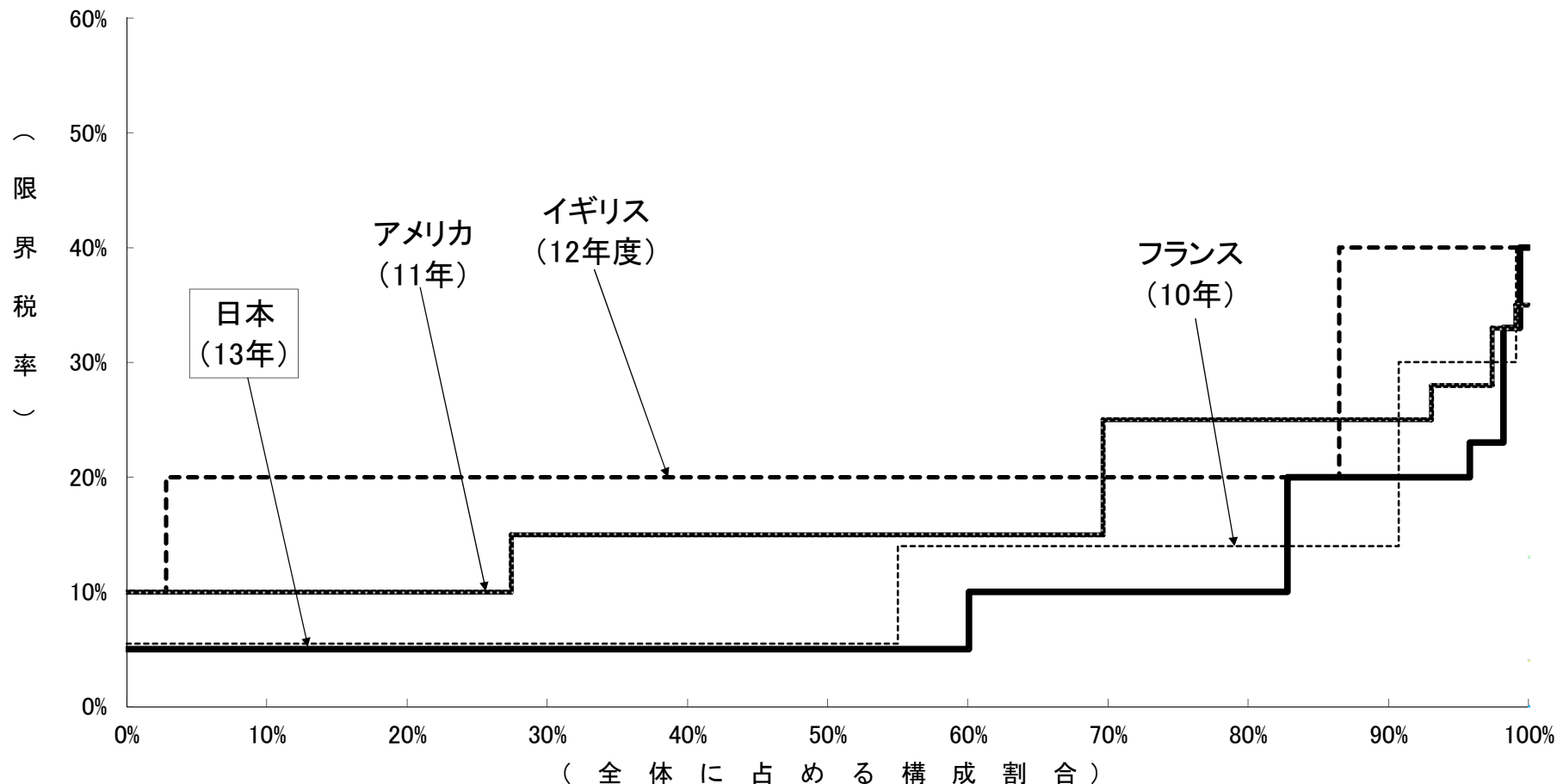
給与収入	区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
500 万円	単身	42.4	82.2	69.6	88.9	72.8
	夫婦のみ	35.3	51.6	69.6	41.8	53.8
	夫婦子 1 人	28.2	35.1	69.6	39.6	45.7
	夫婦子 2 人	19.6	28.6	69.6	39.6	42.4
700 万円	単身	78.9	145.1	116.1	160.3	133.1
	夫婦のみ	67.8	94.2	116.1	94.8	90.4
	夫婦子 1 人	57.2	77.6	116.1	93.3	81.3
	夫婦子 2 人	46.2	71.0	116.1	92.0	72.2
1,000 万円	単身	153.7	239.9	236.1	285.6	223.6
	夫婦のみ	142.7	164.4	236.1	186.9	147.9
	夫婦子 1 人	131.6	143.9	236.1	184.6	136.1
	夫婦子 2 人	114.2	135.4	236.1	183.7	127.0
3,000 万円	単身	1,038.1	948.7	1,126.2	1,171.8	1,082.3
	夫婦のみ	1,019.3	843.3	1,126.2	1,047.6	882.3
	夫婦子 1 人	1,000.5	829.9	1,126.2	1,035.5	863.4
	夫婦子 2 人	970.3	816.4	1,126.2	1,023.4	841.8

(備考) 本資料においては、統一的な国際比較を行う観点から、諸外国の税法に記載されている様々な所得控除や税額控除のうち、一定の家族構成や給与所得を前提として実際の税額計算において一般的に適用されているもののみを考慮して、個人所得課税負担額を計算している。従って、イギリスの勤労税額控除（全額給付）等は計算に含めていない。

- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等（フランスでは、所得税とは別途、収入に対して社会保障関連諸税（一般社会税等）が定率（現在、合計 8 %）で課されている）が含まれる。なお、フランスでは、別途、財政赤字が解消するまでの措置として、一時的に発生した高額所得に対する所得課税（最高税率 4 %）を 2012 年より導入している（上記表中においてはこれを加味していない）。
2. 日本においては夫婦子 1 人の場合、子が一般扶養親族（夫婦子 2 人の場合、子のうち 1 人が特定扶養親族、1 人が一般扶養親族）、アメリカにおいては夫婦子 1 人の場合、子が 17 歳未満（夫婦子 2 人の場合、子のうち 1 人が 17 歳以上、1 人が 17 歳未満）に該当するものとしている。
3. 夫婦のみ、夫婦子 1 人、夫婦子 2 人は専業主婦世帯として計算している。
4. 日本については、2016 年分（平成 28 年分）以後の給与所得控除の上限の引下げ（26 年度改正）を加味していない。
5. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の個人所得税を採用している。
6. 邦貨換算レート：1 ドル＝100 円、1 ポンド＝161 円、1 ユーロ＝135 円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成 25 年（2013 年）11 月中における実勢相場の平均値）。なお、端数は四捨五入している。

所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較

(2014年1月現在)



限界税率	10%以下	10%超～20%以下	20%超
日本(13年)	83%	13%	4%
アメリカ(11年)	29%	43%	28%
イギリス(12年度)	3%	84%	14%
フランス(10年)	55%	36%	9%

(注) 1. 日本のデータは、平成25年度予算ベース。

2. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した(ただし、日本と異なり、一部分離課税に係るものが含まれる)。

3. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制であり、フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計が困難である。
このため、ここでは申告書数の割合を掲げている。

4. ドイツは課税所得に応じて税率が連続的に変化するため、ブラケット別納税者数割合は不明。

5. 各国の税率構造について、表中の課税期間においては、日本は6段階(5・10・20・23・33・40%)、アメリカは6段階(10・15・25・28・33・35%)、イギリスは3段階(20・40・50%)、フランスは4段階(5.5・14・30・40%)である。なお、2014年1月現在においては、アメリカは7段階(10・15・25・28・33・35・39.6%)、フランスは5段階(5.5・14・30・41・45%)となっている。

総合課税分（給与所得、雑所得（年金等）、事業所得、不動産所得 等）の課税ベースのイメージ

- 現在課税対象となる収入は約250兆円、課税所得は約110兆円。
- 課税所得約110兆円に対して所得税額は約11.6兆円。

課税対象となる収入約250兆円

（給与収入（約200兆円）、年金収入（約30兆円）、事業・不動産収入（所得ベースで約20兆円）等）

所得金額（約160兆円）

非 課 税 所 得	各種所得についての控除等 （約70兆円）		所得控除 （約60兆円）		課税所得（約110兆円）
	・給与所得控除 （約60兆円）	・公的年金 等控除 （約14兆円） 等	人的控除 （約30兆円）	その他 （約30兆円）	
			・基礎控除（約18兆円） ・配偶者控除（約5兆円） ・一般扶養控除（約2兆円） ・特定扶養控除（約1兆円） ・老人扶養控除（約1兆円）等	・社会保険料控除（約25兆円） ・生命保険料控除（約2兆円）等	
					[所得税額: 約11.6兆円]

（注1）25年度予算ベース。

（注2）上記計数は納税者に係るものである。



上記の所得税額に対し、約0.7兆円の税額控除（主として住宅ローン控除）が適用（25年度予算ベース）。

人的控除の概要

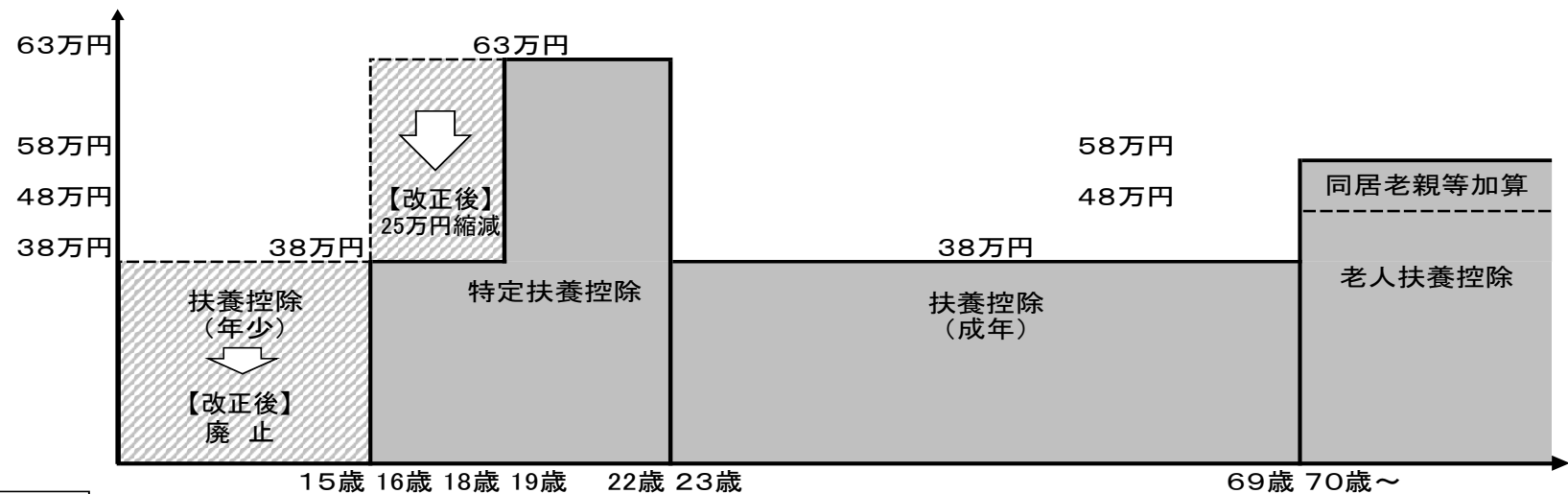
		創設年 (所得税)	対 象 者	控 除 額		本人の所得要件
				所 得 税	住 民 税	
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和22年 (1947年)	・本人	38万円	33万円	—
	配偶者控除	昭和36年 (1961年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者			—
	一般の控除対象配偶者	(昭和36年) (1961年)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	38万円	33万円	—
	老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	48万円	38万円	—
	配偶者特別控除	昭和62年	・生計を一にする年間所得が38万円を超え76万円未満である配偶者を有する者	最高38万円	最高33万円	年間所得1,000万円以下
	扶養控除	昭和25年 (1950年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者			—
	一般の扶養親族	(昭和25年) (1950年)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	38万円	33万円	—
	特定扶養親族	平成元年 (1989年)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	63万円	45万円	—
	老人扶養親族	昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	48万円	38万円	—
	(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+10万円	+7万円	—
特 別 な 人 的 控 除	障害者控除	昭和25年 (1950年)	・障害者である者 ・障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	27万円	26万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年 (1968年)	・特別障害者である者 ・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	40万円	30万円	—
	(同居特別障害者控除)	昭和57年 (1982年)	・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	75万円	53万円	—
	寡婦控除	昭和26年 (1951年)	①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	①の場合 年間所得500万円以下
	(特別寡婦加算)	平成元年 (1989年)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者	+8万円	+4万円	年間所得500万円以下
	寡夫控除	昭和56年 (1981年)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	26万円	年間所得500万円以下
	勤労学生控除	昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	27万円	26万円	年間所得65万円以下かつ給 与所得等以外が10万円以下

扶養控除の見直しについて(平成22年度改正)

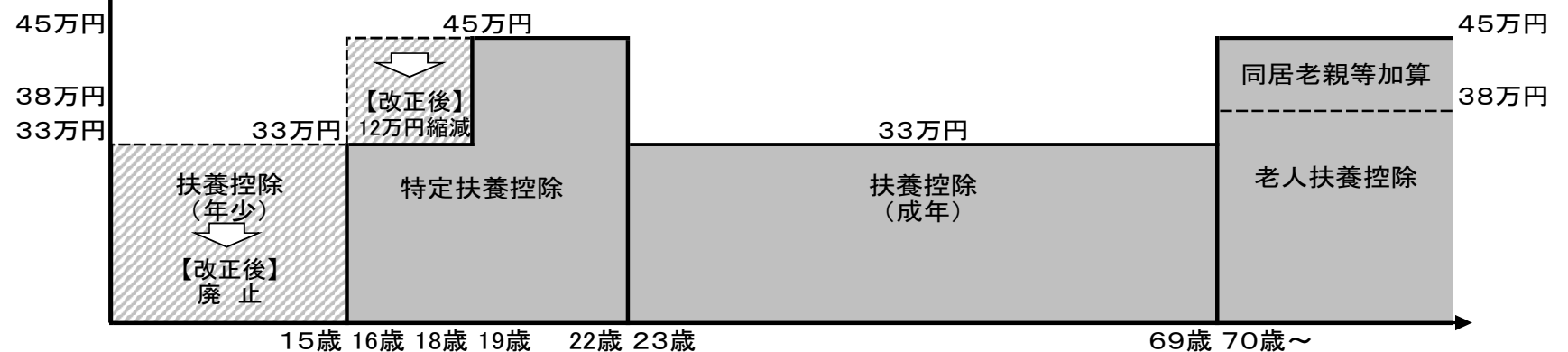
- 「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族(～15歳)に対する扶養控除(38万円)を廃止。
- 高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)を廃止。

※ 所得税は平成23年分から、住民税は平成24年度分から適用。

扶養控除(所得税)



扶養控除(住民税)

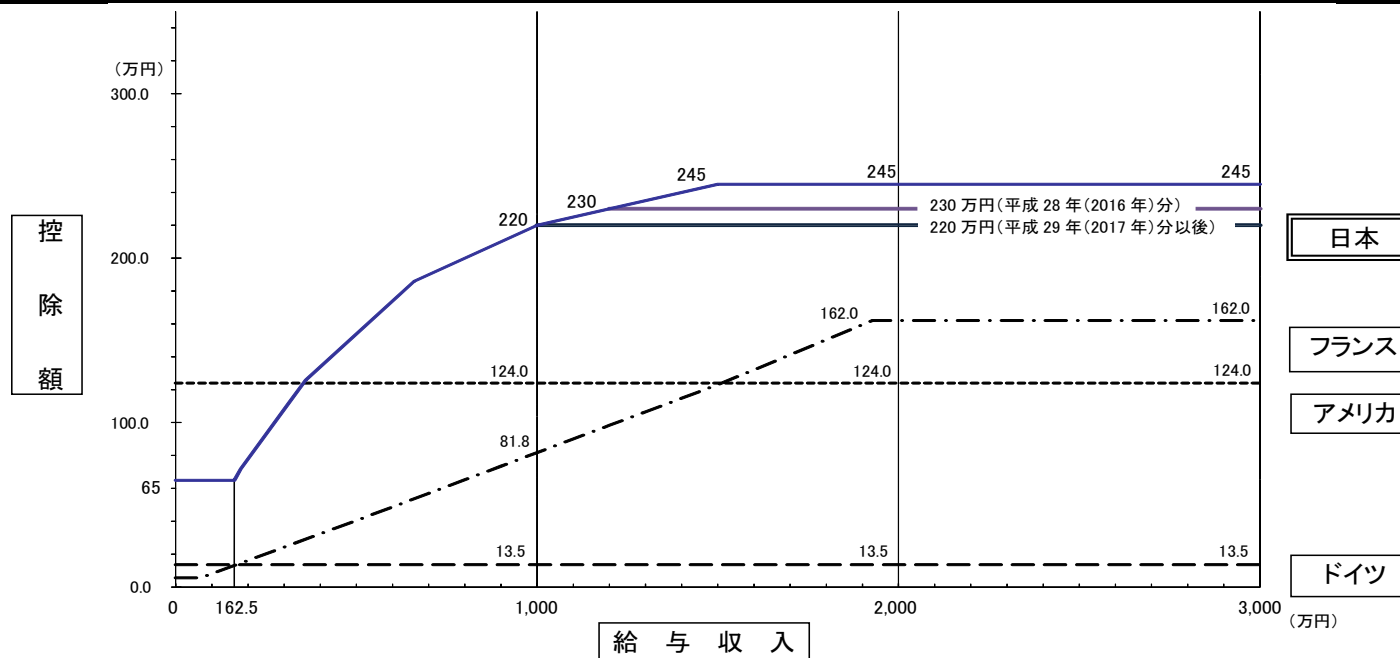


給与所得者を対象とした概算控除の国際比較

(2014 年1月現在)

○ 主要国の給与所得者を対象とした概算控除の水準は、わが国に比較して低く、また、定額制又は上限が設定されている。

	日 本	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス	ア メ リ カ
概 算 控 除	給与所得控除(定率・上限あり) 給与収入に応じ、5段階の 控除率(40%～5%)を適用 最低保障額 65 万円 上限 245 万円 (平成 28 年(2016 年)分 上限 230 万円 平成 29 年(2017 年)分以後 上限 220 万円)	な し (注1)	被用者概算控除(定額) (注2) 1,000 ユーロ(13.5 万円) ※給与所得者に限る。	必要経費概算控除 (定率・上限あり) (注2) 給与収入(社会保険料控除後) の 10% 最低 421 ユーロ(5.7 万円) 上限 12,000 ユーロ(162.0 万円) ※給与所得者に限る。	概算控除(定額) (注2) 12,400 ドル(124.0 万円) (夫婦共同申告の場合) ※給与所得者に限らない。



- (注1) イギリスでは、給与所得者を対象とした概算控除制度は設けられていない。一方で、職務上の旅費等について、実額控除が認められている。
- (注2) ドイツ・フランス・アメリカでは、概算控除制度と実額控除制度との選択制とされている(上記の概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない)。また、アメリカの概算控除は、給与所得控除だけではなく、医療費控除や寄附金控除等の各種所得控除を含むもの。
- (注3) 上記のグラフは、日本は給与所得控除、ドイツは被用者概算控除、フランスは必要経費概算控除、アメリカは概算控除について、夫婦2人の場合の控除額を記載している。
- (注4) グラフ中の数値は、給与収入 1,000 万円、2,000 万円及び 3,000 万円の場合の各国の控除額である。
- (注5) 邦貨換算レートは、1ドル＝100 円、1ユーロ＝135 円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成 25 年(2013 年)11 月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

主要国における課税単位及び基礎控除等について

(2014 年 1 月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税単位	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税の 選択制	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税の 選択制	世帯単位課税 (N分N乗方式) ^(注1)
(参考) 私有財産制度	夫婦別産制	州により異なる (多くは夫婦別産制)	夫婦別産制	夫婦別産制	法定共通制 ^(注2)
納税者本人に係る 控除等	基礎控除 [38 万円]	人的控除 ^(注3) [40 万円]	基礎控除 [152 万円]	税率不適用所得 [113 万円]	税率不適用所得 [81 万円]
夫婦各々の基礎控 除等に加え、配偶者 の存在を理由に追 加的に認められる 控除等	配偶者控除 [38 万円]	なし	なし	なし	なし

(備考) 邦貨換算レートは、1 ドル=100 円、1 ポンド=161 円、1 ユーロ=135 円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成 25 年(2013 年) 11 月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

(注 1) フランスでは、家族除数 (N) は単身者の場合 1、夫婦者の場合 2、夫婦子 1 人の場合 2.5、夫婦子 2 人の場合 3、以下被扶養児童が 1 人増すごとに 1 を加算する。

(注 2) フランスでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制 (夫婦双方の共通財産と夫又は妻の特有財産が並存する)。

(注 3) 一定額以上の所得を有する者については、所得の増加に応じて控除額が逡減する枠組み (単身者の場合、所得が 254,200 ドルから 2,500 ドル増加すごとに控除額が 2%ずつ逡減し、376,700 ドルで消滅)。